

平成18年12月15日(金)

於・本省8階水産庁中央会議室

第16回水産政策審議会企画部会速記録

水産庁

一 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成 18 年 12 月 15 日 午前 10 時 30 分

閉会 平成 18 年 12 月 15 日 午後 12 時 40 分

二 出席した委員の氏名

石井 勇人 井上 繁 小野征一郎 西橋久美子 原田 厚 福島 哲男

増田 淳子 宮原 邦之 森川 良子 山口 敦子 山下 東子 伊藤 裕康

長谷川朝恵 平野 重美 増井 好男 婁 小波

三 諮問事項

水産基本計画の見直しについて

四 議事

目 次

1、開 会

1、議 事

(1) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

(2) 漁協改革の促進

(3) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

(4) 水産業の未来を切り開くための新技術の開発及び普及

(5) 水産物の自給率等の推移と今後の見通し

1、閉 会

開 会

小野部会長 時間になりましたので、ただいまから第 16 回水産政策審議会企画部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 11 名中 10 名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は適法に成立いたしております。なお、特別委員は 5 名中 5 名の方が出席されております。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公表することになっております。なお、本日の会議は一応 12 時半ごろまでを予定しておりますので、御協力ください。

カメラの方がいらっしゃいましたら、ここで退出をお願いいたします。

本企画部会では委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、活発な御意見ををお願いいたします。

(1) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

(2) 漁協改革の促進

小野部会長 それでは、本日の議題であります政策改革の方向性のうち、まず「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」及び「漁協改革の促進」について議論を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

坂井企画課長 企画課長でございます。

それでは、お手元の資料の資料 2 と 3 について説明させていただきたいと思います。事前にお手元に配付させていただいております資料は大部にわたりますので、簡潔に説明させていただきたいと思います。

まず、資料 2 でございます。ページをめくっていただきまして「基本計画中間論点整理」の関連部分の要約でございます。その具体的内容は 2 ページからでございますが、1 点目として「我が国水産業の将来展望の確立」ということで、生産構造が急速に脆弱化している中で、「効率的かつ安定的な経営体」によって生産の大宗が担われる生産構造を実現する

ことが必要でございます。このため、「望ましい漁業生産構造の展望」を確立することが重要となっております。特に家族経営中心、小規模経営体の多い沿岸漁業についてどのような生産構造の展望を実現していくか、そういった展望の確立が重要となっております。

また、経営そのものにつきましても、地域や漁業種類の実情に応じて将来の漁業経営の展望を確立していくことが必要でございます。

2 ページの一番下にありますように、「効率的かつ安定的な漁業経営」のイメージとしては、具体的には、将来にわたって収益の安定性や成長性のある経営体。具体的な姿は、漁業種類や地域の特性によって多様である。こういった点を踏まえる必要があるというふうを考えております。

次に、「国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中」ということで、中間論点整理にございますように、一定の経営体に支援施策を集中し、経営改善を強力に促進することが必要となっております。具体的な対策として漁船漁業の構造改革対策、また新しい経営安定対策につきまして説明させていただきたいと思っております。

4 ページから漁船漁業の構造改革対策でございます。ここに書いてあるような現状、既に御案内のような漁船の高齢化等が進んでいるわけでございますが、こういった課題を地域、グループごとに整理しまして、官民連携のもとに計画を策定する。その内容としては、漁獲量重視の経営から、収益性重視の経営、こういった基本的な考え方のもとに各地域・グループで計画を作る。こういった計画の認定を受けた方に施策を集中的に実施していく。

基本的にはこういった発想で構造改革を図っていくということで、5 ページにございますような予算、これは平成 19 年度、来年度の予算要求ということで、50 億円の予算を投じて、ここにございます 3 本柱で要求しているところでございます。もう間もなく政府部内の議論の結果は政府原案として出ると思いますが、こういった重点施策として 19 年度から、この基本計画の実施のために前倒しで実施していくということで要求しているわけでございます。

6 ページにこの漁船漁業構造改革の取組みイメージが出ておりますが、これは一例でございますけれども、このポンチ絵を見ていただきますと具体的な取組みが出ております。地域で議論していただいて、ここにございますような取組みをしていただく。特に生産から加工、流通に至るまでの一貫した新しい取組みを進めていくための対策を講じようとしているところでございます。

次に 7 ページでございますが、新しい経営安定対策の導入ということで、こちらは平成

20年度の導入を目途に現在、制度設計、検討を進めているところでございます。基本的な考え方は、経営の改善に取り組む場合に、収入の変動による影響を緩和することによって、漁業者の方がより安心して積極的な経営改善に取り組める環境を整備していくということで、既存の漁業共済制度の経営安定機能に加えて、新しい対策の導入を検討しているところでございます。

8ページにその基本的な考え方が出ております。現行の漁業共済制度分野においては、既に収入の補てんという形、PQ方式ということで保険方式に基づきまして、現状維持を基本とする経営安定機能を広く漁業者一般を対象とする仕組みがございます。この漁業共済制度への加入を前提として、新たに一層の経営安定機能を持たせる。それによって経営改善に取り組む経営体を対象として対策を行っていく。ある意味では対象を絞ってこのような対策を行っていく。

具体的には9ページをご覧くださいますと、漁業共済制度の仕組みがございますが、導入前の部分が現行の漁業共済制度の仕組みでございますが、基本的にはコスト部分を補てんするというところで、保険方式で収入の減少を補てんする仕組みでございます。新対策の部分はこの一定の部分の上乗せをするということで、この部分につきましては積み立て方式ということで、漁業者の拠出が掛け捨てとならない方式、国と漁業者自身の積み立てを基本として検討してはどうか。従来は漁業共済制度が「保険方式」に対して「積立方式」という仕組みを基本として、またこういった事業を行う場合には、漁業共済団体の仕組み、システムを活用していくということで、現在20年度からの導入を目指し検討しているところでございます。

次に、10ページ以降で「活力ある漁業就業構造の確立」ということで、御案内のように漁業就業者の数が減り高齢化している状況がございます。

11ページをご覧くださいますと、新規就業の方、これは農業、林業、水産業ということで比較しております。就業者全体の数と新規に入って来られる方の数の割合を見ますと、農業が2.1%、林業が4.0%に対して水産業の場合は0.6%ということでございます。これは左の方にございますが、海上での活動が主で生産現場を見る機会が乏しい。農業に比べると身近ではないという点。また、漁船という多額の初期投資が必要である。こういった点が参入障壁としてあるのではないかと分析しております。

こういった状況に対応して、19年度予算で、「漁業再チャレンジ支援事業」で6億円の

予算を要求しております。12 ページにその内容が出ておりますが、これは従来から行われ、18 年度から特に充実しました「漁業を担う人づくり」ということで、経験ゼロから始めても漁業に就けるトータルサポートの提供といった形の仕組みでございます。

また、19 年度から新たに「漁業分野に新規参入を促進する」ということで、異業種のノウハウを活用した漁業分野での起業。これは事業者の方も含めて、こういった再チャレンジも行えるような予算を現在要求しているわけでございます。

こういった事業のほかに、13 ページにございますように「漁業に関する学習機会・体験機会の充実」ということも重要でございます。

また、14 ページを開いていただきますと、漁業改良普及員、水産業改良普及員の仕組みを使った経営管理能力の向上のための技術指導、さらには漁船員のスキルアップということで、船舶職員の資格を取るための具体的な講習を行うような支援を行っております。

15 ページに参りまして、安全問題ということで、海上保安庁との連携のもとに進めているところでございます。

16 ページ以降に、個別漁業種類ごとの課題ということで大きくまとめてございます。先ほどの漁船漁業構造改革対策、あるいは経営安定対策に加えて、このような個別分野での取組みも重要になってきているわけでございます。特にこの中で海面養殖業と内水面漁業・養殖業につきまして、別紙 1、別紙 2 で紹介をさせていただいているところでございます。

以上が経営体と就業構造の方の資料でございます。

続きまして、資料 3 の「漁協改革の促進」でございます。こちらもまず「中間論点整理」関連部分の整理をさせていただいております。中間論点整理に向けましてかなりの御議論をいただいたところでございます。

2 ページ以降でございますが、まず「組織改革の方向」としまして、合併を進めているところでございます。この下のグラフを見ていただくとわかりますように、近年合併数は急速に増加しております。一方、19 年度末までに漁協数を 250 とする構想にはまだ距離があるところでございますが、最近急速にペースが上がってきている状況です。

こういった中で合併が進んでいないところとしては、漁業権管理組合、あるいは大都市近郊の多角型漁協、あるいは欠損金累積漁協というところがあるわけでございます。こういった状況を踏まえて、1 県 1 漁協、あるいは複数自立漁協体制の確立に向けて国、地方公共団体が一体となって、または漁協系統の取組みに対し促進していくことが必要となっ

ているわけでございます。

3ページでございますが、そういった中で事業執行体制の強化の問題がございます。これはこの下のグラフを見ていただきますとわかりますように、職員が10名以上の方422漁協ですが、ここが8割程度の販売事業の取扱高を占めているということで、やはり事業執行体制の重要性が明らかに出ております。こういった点で一定数を確保していく、あるいは職員の配置の適正化、さらには経営管理委員会制度の活用について検討する必要があると考えられます。

4ページでございますが、組合員資格審査の適正化でございます。組合員資格審査が不十分である場合に、漁業者が主導権を握れずに、事業運営面に不適切さが見られるケースが一部に存在しております。漁業者の意思が一層の確に反映されるよう、組合員資格の審査を適正化する必要がございます。また、準組合員制度を活用して、関連事業者の参加を得ることによる活性化も必要な状況となっております。

5ページ以降が経営改革の方向でございます。右のグラフを見ていただくとわかりますように事業利益では赤字が生じておりますが、それを事業外利益によってカバーし、経常利益としてわずかでありますが一定の黒字の状況となっております。この事業利益の内訳を見ると、信用事業での赤字を販売事業が補う形になっておりますが、今後、抜本的な事業改革を進めるために事業部門別の損益状況の開示の義務化、これは制度改正も必要になってくるわけですが、そういったものも検討してさらに事業改革を進めていくことが必要になっている状況でございます。

6ページ、経営不振漁協対策でございますが、左のグラフにございますように次期繰越金の赤字451億円あるわけですが、この9割の部分が1億円以上の赤字を有する7%(100漁協)に集中しております。こういった漁協の対策が必要になっているわけですが、具体的な取組みを促すということで、平成19年度の予算要求でも、漁協経営改善計画策定事業を要求しているわけでございます。こういった事業を活用して個別の要因分析・対策実施を進めていくことが必要となっております。

7ページ以降に「事業改革の方向性」でございます。販売事業として、産地の販売力の強化。購買事業として、燃油購買の効率化、コスト削減。共済事業について制度改正も含めて対応。また、信用事業における体制整備、こういった点について各事業の改革の方向を整理させていただいております。

参考1、参考2に関連事項を掲げてございます。

4 番目として 10 ページでございますが、「連合会の事業の現状と改革の方向」でございます。現在、県漁連 34 漁連が経済事業、信用事業を行う新漁連が 32 漁連でございますが、今後も 1 県 1 漁協体制の確立に向けて数が減少していく見通しでございます。県漁連では、販売事業が主要な収益事業でございます。こういった点につきましては、産地の販売力の強化の観点から効率化と充実が必要でございます。また、購買事業につきましては燃油の取り扱いが中心なわけですが、その効率化が求められる。さらには指導監査事業では、全漁連を中心に、人材確保の点に努力していただいて、充実強化を図ることが必要となっているわけでございます。

最後に 11 ページでございますが、信用事業を補完する漁業信用保証制度の見直しでございます。漁業信用基金協会は、漁業者に対する貸し付けについて債務保証を行うことにより、資金の融通を円滑化するという事で全国 43 協会が存在しておりますが、保証残高が 10 年前の 8 割程度に減少しております。また、17 年度決算を見ますと約 6 割の協会が赤字を計上しておりまして、約 5 割の協会が繰越欠損金を持っているということで、その財務状況が脆弱化しております。こういうことに対応して漁業信用保証制度の見直しを行っていくことが必要となっております。

12 ページに掲げてございますが、漁業信用基金協会の経営の健全性の確保を図るための措置の検討として、12 ページの下にございますような早期是正措置命令の導入等、また、中小漁業者への融資保証機能の維持及び拡大を図るための措置として、例えば先ほど出ました漁船漁業構造改革推進プロジェクトとの関連、認定を受けた方に対する支援も検討していくということで、制度改正を含めて検討していくことが必要とされている状況でございます。

以上、資料の説明でございます。

小野部会長 ありがとうございます。

これから意見交換をやっていくわけですが、見ていただければわかりますように、今日は議論すべき資料が 5 つあります。資料 2 が「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」、これは全部で 18 ページあります。資料 3 が「漁協改革の促進」、差し当たりこの 2 つがテーマになるわけですが、後半には資料 4 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」、資料 5 「水産業の未来を切り開くための新技術の開発及び普及」、資料 6 「水産物の自給率等の推移と今後の見通し」、この自給率の問題はまた議論が大いにあるところでしょうが、後半ではこの 3 つということになり

ます。それを 12 時半までに全部やるということですから相当効率よく議論していく必要があるんですが、差し当たり最初の資料 2 と 3 をやるわけですけれども、それを前半とすると 11 時過ぎぐらいまでに終わらなければいけないということで大変なことになっております。

まず前半の資料 2 と 3、国際競争力のある経営体、要するに経営体の育成・確保の問題と漁協改革の問題があります。これは一応別々に議論したいと思いますが、まず資料 2 から始めたいと思います。資料 2 をご覧になっていただきますと、最初に「我が国水産業の将来展望の確立」というのが大きくありまして、大きな 2 として「国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中」、これがかなり続きます。10 ページに大きな 3 として「活力ある漁業就業構造の確立」というのがあって、これがまた細目に分かれます。16 ページで「個別漁業種類ごとの課題」、ここで個別漁業種類の問題がありまして、それで終わるという形になっています。

余り時間もないので、資料 2 の「経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造」の部分、全部で 18 ページであってかなり内容豊富なんですが、この部分どこからでもいいから自由に議論していただくことにしましょうか。それではお願いします。

宮原委員。

宮原委員 7 ページに新しい経営安定対策の導入ということで、大きな項目として取り上げていただいたことにまず感謝を申し上げます。ここで見ていただきますように図が「漁家所得の変動」ということで掲げられているんですが、この漁業経営の年変動が大変激しいということで、その実態は経営が不安定ということになるわけでございます。このため育成措置として、一定期間の対策として新しい経営対策を導入していただけるということで大変ありがたいんですが、このように年変動が長期にわたっているということでございますので、安定対策につきましては一定期間ということに限定せずに、長期間にわたるような仕組みをとっていただきたいということをお願い申し上げまして、次の 9 ページに「新しい経営安定対策の検討方向(2)」で、丸の 2 つ目に「漁業者の積み立てに対するインセンティブ措置として、国費の助成を検討」とこのように書いていただいていることについても大変心強い思いをしているんですが、農業等の比較をしてみますと、農業では収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するために、自ら一定の積み立てを行っていることを要件として収入減の一部を補てんする交付金を交付するというふうな仕組みになってございますので、こういった農業の仕組みと今ここに提示されている形ということにな

りますと、さらに踏み込んだ国の積極的な御支援、助成の位置づけがあって然るべきではないかと考える次第です。

意見として申し上げます。

小野部会長 積極的な支援が必要であるということですね。

増田委員。

増田委員 10 ページの項目3で「漁業就業構造の確立」のところですが。私自身が女性なものですから漁業における女性の労働力というのが大変気になるところなんです、17年で見ますと女子は3.6%。それでもこれはかなり重要な部分を占めていると思うんですが、女子の場合は何歳以上が多いとか、何歳以上が少ないとかという分類がないのでよく見えないんですけども、非常に皮肉な見方をしますと、どうも女性は欄外というふうな扱いがまだ漁業の世界なのかなと。男子の3割が65歳以上と深刻な高齢化と。これは男性中心の書き方だなという気がしております。いま世の中全体で見ますとレスリングも女性が金メダルを取る時代でございます。漁業というのが、主たる労働者は男性、従たる就業者は女性という構造の考え方をしていると前へ進まない。協働参画をさらに漁業でこそ進めたいなと私自身は思っておりますが、この新しい基本計画の中で、女性の立場とか位置とか、それに付随するような母性の保護とかというものを前に出さないと、何か女性である私自身は納得がいかないし、漁業全体にとっても前に行かないというふうに思っております。

小野部会長 女子として一括してあるわけですが、もう少し内部に立ち入って、それから女性の地位をきちんと書き込むべきであるということですね。

どうぞ。

井上委員 10 ページの言葉遣いの問題なんですけれども、「女子」とか「男子」とか書いてありますが、これは今の時代、「男性」とか「女性」という方がこの種の文章としてはよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

小野部会長 どうぞ、婁委員。

婁特別委員 具体的にどうかということではなくて、競争力ということのテーマなわけですが、この競争力の理解ということなんです、普通私たちは競争力を上げるということは、コスト競争力、あるいは価格競争力と非価格競争力というふうに理解しているわけで、この資料に書かれている一連の対策は、どちらかというコスト競争力をいかに上げ

るかということに施策が集中しているような感じで。もう一つ、今実は国際競争力を上げていくためには私は非価格競争力という部分が非常に大事で、そこをいかにいじるかがこれからポイントかなと考えております。この非価格競争力という点では何となく弱いかなという気がします。出てきているのは養殖関係のトレーサビリティとかそういった部分かなという気がして。この非価格競争力という部分は、多分ほかの分野でやるかもしれませんが、そこら辺はどういうふうにとらえられているかをお聞きしたいと思います。

小野部会長 レスpons されますか。意見として聞いておけばよろしいですか。

竹谷漁政部長 後でまとめてお答えします。

小野部会長 わかりました。

それでは、どうぞ平野委員。

平野特別委員 7ページの全国漁青連に対するアンケートというところで、積極的に子供に後を継がせたくないと考えている者が約8割程度ありまして、それに対する新しい経営対策の導入が必要であるということで謳ってあるわけですが、12ページの再チャレンジ促進で、「経験ゼロから始めても漁業に就けるトータルサポートの提供」とある。プロがとりあえず後を子供に継がせたくないと思っているのに、経験ゼロから始めてもなかなか難しいのであって。この後、就業、起業した後にまた一定期間サポートするような体制をとらないと、やる気のある人を奈落の底に落としこむような事業になってしまうのではないかと、パッと見て思ったんです。

小野部会長 どうぞ。

原田委員 先ほどの婁先生の御意見に私も同感でありまして、国際競争力をつけるということであると、コストだけではなくて、5ページに「漁船漁業構造改革総合対策事業(50億円)」とありますけれども、ここはまさに技術力を改善するとか最先端の技術を入れるという部分だろうと思うんですが、50億は明らかに少ない。これは全体の予算の中の配分を考えるべきだなと思います。それから、これは単年度ではなくて、3年を上限に備船料を助成するとありますけれども、そうすると来年以降は幾らになるのか。当然増えていくであろうと思うんですが、その2年先、3年先の予算の組み方までここに御説明していただいた方がいいなと思います。

小野部会長 平成19年度だけではなくてですね。わかりました。

山下委員。

山下委員 幾つかございますが、まず5ページのところです。後で恐らく説明がある漁

船の技術革新というんでしょうか、漁業の技術革新と恐らく予算が違うから別なところに書かれているのかと思うんですが、漁船を1つ廃船して新しく買うということであれば、そのときにより効率的な漁船を、あるいは漁業の方法を新しい漁船につけるといこととセットではないでしょうか。今までそれを抑えてきたので効率が悪くてコストが高くなっている面もあるわけですから、今原田委員が御指摘になったように、それがこのページだけを見るとなかなか出てこない。予算を書く上で難しい面があるのかもしれませんが、そう思いました。

9ページですが、この新しい保険ですね、この図を見ると幾ら積み立てとは言え、漁業者が前よりたくさん保険料を払わなければならないようなことになっていないだろうかということが心配です。今でも所得が少なく大変だと、それで共済に加入する人がなかなかいないという現状で、さらに保険料がアップするのは大変難しいのではないかと思います。

再チャレンジのことも先ほどから出ていますけれども、12ページの一番右側、就業のところに着業と雇用というふうにあります。新規のゼロからスタートする人がまず目指すべきは、やはり雇用ではないかと思うんです。平野委員がおっしゃっている後継者というのはいわゆる着業という問題で、これは息子さんでも難しいのに、もちろん新規で何千万も投資してというのはIT長者か何かでないとちょっとリスクが大きくてできないだろう。そういう意味では雇用を受け入れやすいステップに例えば集中するということがあってもよいのではないかと思います。

それから14ページになるんでしょうか、経営をどうして改善するかという問題全体に係ると思います。後ほど漁協の経営統合を促進するということ、先ほども企画課長から説明ありましたけれども、漁業者の経営を統合するというのか、そういう可能性はないのかと思うんです。というのは所得が不安定だという話がありましたけれども、漁業というのは経営が不安定なのは宿命だと思うんです。これと所得を不安定にさせないということはどう切り離すかというのが問題で。そのときには経営を大きくして、そして多角化するというのが所得安定の一つの道ではないかと思っておるわけです。

以上です。

小野部会長 なかなか重要な問題だと思います。漁獲といたしますか、漁業は不安であるけれども、それは所得の面で何とか安定させる必要があるということですね。そのために保険とか共済を考えられているんでしょうが、その部分についても今以上の利用者負担に

なるとすればなかなか難しいんじゃないかという御指摘だと思います。

そのほかに御意見ございませんか。

宮原委員。

宮原委員 15 ページでございますけれども、漁業の労働環境の改善で、今年痛ましい事故、例えばサンマ漁船で 16 人が亡くなるような事故があったわけでございます。やはり漁業に海難事故はついて回るもんだという意識を払拭させるための安全性というのをもっと、ここでちょっと書き込みが足りないのではないかと考えております。例えばライフジャケットの義務化という問題も全漁連は検討しておりますので、さらなる踏み込みをした記述をしていただきたいと思います。

小野部会長 安全性の問題ですね。

そのほかございませんか。

福島委員。

福島委員 質問を兼ねてお伺いしたいんですが、10 ページで、私のお隣の増田委員が御質問していました漁業就業者のことなんですが、これは漁船漁業と陸上との区別はしてあるのかどうかということですね。先ほど井上先生の方から「女子」ではなくて「女性」という方がよろしいだろうという話もありましたが、そこで言う 3.6 という数字は、私がさっき質問した中でいきますと、国内的に漁船漁業には余り女性は乗船していないんですね。一部ありますけれども。そういう意味でその辺の分類がどうなっているのか後でお答えいただきたいと思います。

小野部会長 一わたり意見が出ましたか。そのほかございませんか。

伊藤委員。

伊藤特別委員 私この資料 2 の御説明を伺って、これが漁業全体を見て就業者の問題であるとか経営の問題であるとか書いてあるんですが、1 つ大きなポイントは 16 ページにある個別漁業種類ごとの問題。つまりそれぞれの業態が今の操業実態、経営の内容にもう少し踏み込んで、それぞれの漁業が今の日本に許される資源活用の範囲の中で、果たしてそれが適正な数なのか、そして資源を利用するのにフィットしているのか、その辺の問題ですね。それから、さらにそれらをどういうふうに直していけばいいんだ、どういう対策を打っていけばいいんだということの掘り下げがもっと必要なんじゃないか。それはさらに漁船の許可の数であるとか、船型であるとか、そういう問題にまで行くんだと思いますが、そういうことにもう少し踏み込んだ、ただ単なる現状是認の上での対策だけでは

なくて、もっと根本的な考え方をこの中に入れていく必要があるのではないかと思うんです。

小野部会長 今、伊藤委員が言われましたけれども、実も私も時間があれば申し上げたいと思っているんですが、15 ページまでは大きく言えば漁業の一種の総論が書いてあるわけです。ここで沖合遠洋漁業、沿岸漁業、その総論をそれぞれの漁業種類といいますが、業種が担っていくわけですけれども、その部分についての踏み込んだ記述が必要なんじゃないでしょうか。海面養殖とか内水面には少し書いてありますけど。そういうことですね。

伊藤特別委員 そういうことです。

小野部会長 司会者が余計なことを言ったらいけないのかもしれませんが、

そのほかに。

宮原委員 質問ですが、今の 16 ページのところですけども、沿岸漁業のくくりの中に系統組織の再編強化というのを入れるのでしょうか。漁協改革の促進というのは別にあるのに、なぜここにあるのかなとちょっと違和感を感じました。

小野部会長 この部分は議論すれば幾らでも、1 回分かけてもいいぐらいの内容があると思うんですが、ほかに。大体ここらあたりでよろしいでしょうか。

どうぞ。

森川委員 細かいことなんですけれども、先ほどおっしゃった陸上という中に、女性も戻ってきたときの網の掃除とか、網を補修したりとか、干物づくりとか、ウニをとってきたらウニ割りするということもあるので、そういうことはどうなんでしょうかと思います。

小野部会長 一応よろしいでしょうか。

では、レスポンスを総括的にお願いして次に行こうと思います。

竹谷漁政部長 大変恐縮なんですけど、ほかの機会に資料で御説明したことに関連した御質問等、あるいは既に議論をしたことについての御意見も幾つかあったかと思います。ですから、この資料は限られた経営問題だけにスポットを当てた資料ですから、これだけですべてを網羅するわけには当然いきませんので、そこはちょっとそういう目でこの資料を見ていただかないと。これは分野別に経営問題にスポットを当てて資料を作りました。従って、流通の問題であるとか個別の漁業種類ごとの問題につきましては、春、夏の段階でもかなり資料を出して御説明しましたし、それから流通の問題については、前回の会議でも御説明しているということをお含み置きいただければと思います。

そこで御質問があった項目に即して申し上げますと、まず就業構造のところの数字です

が、随分御質問があったわけです。これは大変恐縮ですが、これは実数で平成 17 年度の数字で 22 万 3000 人いるということでございます。そのうち女性の方が 3 万 6000 人いるということでございます。そして私も常日ごろから増田委員と同じ不満を持っておりまして、女性のところは年齢別にわかればいいのかということは実は内部でも言っているんですが、なかなかこれ数字的に拾えなくて、女性に年齢を聞いてはいけないとかそういうことではないんだと思いますけれども、統計がそこまで詳細にできていないというのが現状でございます。

あと統計の用語が、確かに「男子」、「女子」という用語になっているのもちょっと違和感がございますので、今後、統計をとっているサイドの方とその辺をお話ししてみたいと思います。ただ、現状では男性の方の年齢別しかデータがないというのが現状でございます。本当はもう少しそこを分析できればと思っております。それから、これは単に漁船に乗っている方だけではなくて、陸上作業でも漁業に従事している方を全部拾った数字になっております。今日はどちらかという就業の問題の視点からでございますけれども、基本計画をこれからまとめる中であっては、増田委員おっしゃったように、女性の方が果たしている役割、位置づけというものを御指摘を踏まえて検討していく必要があるので、大変重要な御指摘をいただいたのではないかと考えている次第でございます。

次に競争力の問題は、国際競争力のある経営体の育成ということなんですが、結局ここで国際競争力のある経営体をいかに作っていくかという観点で整理しております。特に遠洋と沖合漁業を主として中心に置いて、漁船漁業改革という新しいスキームを用意して取り組んでみてはどうかということです。これはそれぞれの漁業種類ごとに、さらに地域ごとに伊藤委員の御指摘もあったように、それぞれ方向性を地域ごと漁業種類ごとに御検討いただいて、その検討結果を、何も国の方からこれでやりなさいということではなくて、各地域ごとで立てたプロジェクトの結果を取り上げて支援していこうということです。それは単にコスト面の競争力の強化だけではなくて、技術面とかあるいは新しい操業形態ですね。山下委員からも御指摘がありましたけれども、新しい操業形態をトータルのプランとして、どういう改善方向を出していくかということをお検討いただきます。その御検討いただいた結果を 3 年間の借り上げ方式であるとか、リースの対策であるとか、総合的に講じて支援していこうということです。

当然予算ですから、これは 19 年度予算要求、最後の大詰めのところを迎えておりますけれども、当然 3 年間なら 3 年間続けられるように、またこの対策が 1 年の対策ではなく

て。採択されてから3年間続けられることはもとより、またこの対策が単年度で終わることがないように予算の確保に努めてまいりたいということで今鋭意折衝しているところでございます。この点は原田委員から御指摘があった点を十分踏まえて予算折衝等取り組んでまいりたいと思っております。

それから、就業対策の件で平野委員から7ページのところで、いろいろトータルサポートプランというのがあるけれども、全く新しい方、やる気のある方を募っても、何年かしたらなかなか難しいところがあるので、まずは雇用の方からやっていくべきではないか。これは山下委員からも御指摘がございました。

このプランでも、まずほかの漁業者の方に雇っていただく、雇用の方を中心に書いているのは最初の流れ、ステップ1、ステップ2、ステップ3と書いている方が雇用中心です。ですからマッチングなどをしまして、既に漁業をやっている方のところにまず働いていただくということ为先頭に立てて取り組んでいきたい、またそういうのを支援していきたいと思っております。

それから、何年かしたときに次の壁にぶつかるという問題がありますから、その後のスキルアップであるとか金融面の支援対策も一応メニューはあるんです。ただ、平野委員のおっしゃったように非常に重要な点なので、今後基本計画の御議論の中で十分配慮し、また、どういったことがさらに自分で独立してやる際に、技術面、資金面だけではなくて、もう少しいろんな意味でどうやって新しく入ってきた方を支えるかということを考えなければいけない大変貴重な御指摘をいただいたというふうに思っております。

次に、宮原委員から経営安定対策について御指摘いただきました。経営安定対策は、農業の方は昔は価格安定対策ということで、農産物の価格を支持するという形でやったんです。例えば典型的には米価だったわけですが、そういうものから経営安定対策というものにどんどん変わってきた。そういうような基盤があって、それを変えてきたというものでございます。

それに対して漁業の方は価格支持というのがなじまないということで、しかし他方において漁業者の方の経営を安定させないと、平野委員からも御指摘がありましたけれども、結局漁業者の方の経営が安定しないと後継者も継ぎたいと思わないということがありますし、それから金融機関も最近是非常にシビアにお金を貸すわけですから、経営の安定しないところには資金融通してもらえないということで、経営がどんどん八方ふさがりになっていくおそれがあります。そこで農業の方の価格対策から切り替った経営安定対策という

発想とは別に、漁業の方はまさに漁業が持っている非常に不安定なものを補完して、資金面であるとか人材面の確保を将来に向かって図っていく。そういう観点から経営安定対策を全く新しい発想で取り組んでいきたいということなので、そこはちょっと発想の違いがあることはお含み置きいただきたいと思います。しかし、こういう経営安定対策を行う以上、しっかりと今後の漁業の担い手になっていただく方をサポートできるような仕組みづくりというものを心がけていきたいと思っております。

そして、この場合に山下委員から保険料が高くなるのではないかとということなんですが、これは共済制度をベースにします。共済制度は一言で言えば、現状維持的と先ほど御説明致しましたが、結局、現在なさっている経営のコストを災害等があった場合に補てんするというものなんですね。ですから、コスト補てんですから現状維持的です。だけど、今回の新しい対策というのは、実は漁業者の方のコストを上回る部分、端的に言えば所得的な部分も含めて、ある程度数カ年間安定的に確保されるように収入の安定を図っていくということでございます。従って、非常に安定度が増し、そして次なる改善の取組みのための余剰が確保される、そして金融面の融通も円滑化されることになるというものでございます。非常に前向きのもので考えています。

従いまして、対象者は担い手の方に絞ってやっていくということでありまして、他方、共済の保険ということだと掛け捨てになってしまいます。しかしこれは積み立て方式ということになっておりまして、ある意味個人ごとに勘定管理して預金的に位置づけて、そしてその収入変動に備えていただくということですから、漁業者の拠出するお金は掛け捨ての場合と違ってコストにはならないんです。自分の資産であることは変わらないんです。そういう形に仕組みで、負担感を軽減した形で仕組みでいきたいと思って検討しております。これは検討のスタート台についているところでありますし、この中に書いてあるのは、それぞれは大体はルーツのある政策、すなわち、根っこのある政策なんですが、ここは全く新しくやろうということでございます。単にコストの面だけではなくて、収入の安定にまで踏み込んだ新しい政策として組み立てていきたいので、いろいろ御議論いただいて、いい政策として基本計画に盛り込めるように御指導いただければと思っている次第であります。

あと宮原委員から細かい点の御指摘があったかもしれませんが、沿岸漁業のところに漁協の役割、沿岸漁業者に対しては漁協が非常に大きな役割を果たしているのも、その意味で書かせていただいたので、主たるテーマは漁協の方でという位置づけでございます。

す。

以上でございます。

小野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の「漁協改革の促進」という資料3に入りたいと思います。これもご覧になっていただきますと、最初に大きな1で「組織改革の方向」というのがありまして、5ページから2番目に「経営改革の方向」、3として「事業改革の方向」、それから「連合会」、「信用事業」という5つの分類で整理されています。これもまとめて議論したいと思いますので、自由に意見をお願いしたいと思います。

山下委員。

山下委員 質問と意見とがあるんですが、まず1ページとその後にも出ている役員のことなんです。役員について改革をするような方向として考えておられると思うんですが、この役員教育というんでしょうか、漁協の経営者となるわけですから、いわゆる経営者教育というんでしょうか、そういったものも役員に課すということなのんでしょうか、そういう機会を与えることが必要ではないか。というのは、結局現状として非常に大きな赤字を背負っている漁協が多いときに、一般の企業と違って誰が責任を負うのかというのが余りはっきりしない。それから、漁業に長けている人が役員になる。その地域で長老であったりという人が役員になれることが実際には多いかと思うんですが、その人が漁協のすぐれた経営者として知識なり素養があるかということと、なかなかミスマッチであるということがこういう漁協の今の苦境の原因の一つではないかと思いましたので、それを申し上げたいと思います。

それから、合併についてなんですが、目標には届かないということで、しかし下がっているということなんですが、これは2ページだと思います。1200から目標の250に行くには、例えば5つの漁協が1つになっていけば目標に達成するという概算なんですが、今お話を聞くと、いろいろな問題を抱えていて合併できないところだけがもう残ってしまっているというのが現状なのか、そういったことをちょっと。それだったらもうどうしようもないのかなと思いましたので、お聞きしたいと思いました。

それから、9ページのV字回復、参考2なんですが、これはJFさんですか、前からV字回復とおっしゃっているんですが、これはよほど何か大きな制度の転換なりがないと、逆にVになるということはあるまいと思うんです。それがあってのV字回復なのかどうかということを常に疑問に思っております。

以上です。

小野部会長 宮原さん何か言われますか。

宮原委員 何か被告席にいるような気がしますが、合併そのものは2ページの表を見ていただきますように、急速に今伸びてきておりまして、1県1漁協がかなりの進展を見ておりまして、全体の半分以上の都道府県で1県1漁協を目指す運動が進められておりまして、19年度末が合併促進法の最終年度でございますが、その時期にあわせまして漁協合併が進展してくると思っておりますので、もう少し長い目で見ていただきたいと思います。また、2ページに書いてあります国、地方公共団体が一体となって促進というところも、さらに強かに促進というふうな書き込みをしていただければありがたいなと思います。

それから、役員の問題でございますが、役員は確かに漁業者が組合長になる事例が大体通例でございますが、今常勤役員の登用ということで、職員から専門知識を持った職員を役員に登用するという動きを相当行っております。そういった面で組合長は政治的というところと大げさでございますけれども、行政との折衝とかそういった問題に取り組んでいただき、漁協のガバナビリティーの関係で言えば常勤の役員がそれを担っていくという仕組みを構築しているところでございます。

それから、V字回復は大変厳しい御指摘だったんですが、事業の中で部門別損益の問題がここにも出ていたわけでございます。不採算部門を撤退させるという指導をしております。そういったことと管理費がはっきり申し上げまして、今の水揚げ状況は平成16、17年の数字は昭和40年代の数字とほぼ同じ状況にまで下がっております。逆に下がっている中で管理費が昭和40年当時と比べると30%以上増加しているわけございまして、この管理費削減をすることと不採算部門の整理の2つをすることによってV字回復を目指していくということでございます。販売事業はその意味では今後、サプライチェーンとかそういった形で生産から消費者に直結するような形をとっていかうということで指導しております。

以上でございます。

小野部会長 組織改革の方向のところ、1県1漁協ともう一つ複数自立漁協体制の確立と書いてありますね。この1県1漁協は1つの方針で、もう一方これは割合いい組合にあると思うんですが、1県1漁協ではなくて、あくまで自立漁協でやっていくんだという動きも各県でありますよね。これは北海道については認めているようですが、北海道以外には実際には余り認められないということなんではないでしょうか。

宮原委員 北海道も認められておらないんですけれども、各県ごとに自分たちの合併構想というものを10年前に作ってもらったんです。そのときの構想で、我が県は1県1漁協でいくとかそういった形でございまして、複数自立漁協でいくのは、先生がおっしゃったように北海道とか長崎とか愛媛県とかそういう県がございまして。

小野部会長 その段階ではっきりしていればいいということですか。

宮原委員 はい。

小野部会長 わかりました。

ほかにどうぞ。

豊特別委員 2点申し上げたいと思います。1つは漁協合併、その方向性は非常にやらないといけないということは理解できますけれども、ただ、言い古されたことであって合併というのは手段であって目的ではないということなんです、そうすると今実際に合併されていない漁協の問題というのはこの資料でよくわかったんですけれども、この問題を漁協合併で解決できるのかということ、多分現状では必ずしもそうではないという印象を受けます。じゃあなぜなのかということになるとなかなかわからない部分があると思いますが、一つ私感じたことは、漁協合併したとき、今回では3ページに「事業執行体制の強化」ということが謳われているんですけれども、もう一つ大きな問題で合併組織そのものの組織体制というか、企業で言うと企業の経営形態の議論は余り聞こえてこない気がする。そこら辺が大事ではないかという気がするんです。例えば企業でも分社制にするのか、本社一括でやるのか、あるいは事業部制にするのかいろいろ議論があると思うんです。だから合併漁協でも、そういった一つの事業経営の組織論みたいな話をしておかないと、多分みんな合併してそれで終わりということになりますと、なかなか大変だなという印象を受けます。

2つ目は、7ページの各事業改革の方向というところなんです、販売事業が非常に大事で、この中で買参権の取得による産地販売力強化ということも謳われております。多分これからの販売事業を考えた場合にこの点が非常に大事になってくるかと思えます。ただ残念ながら、買参権を取得したり買い取り販売をするような形になってきますと、従来、漁協は手数料収入なんですよね。そういう意味ではリスクを負わない。ところがこの買参権でやりますと、どうしても差益収入に頼らないといけない。差益収入になりますとどうしてもリスクは非常に大きい。漁業というのは収入変動が激しいのは宿命とされる産業ですので、漁協経営がこういう形で変わってきますと、どうしてもリスクを負わないといけ

ない。ただ、漁協という組織はなかなかリスクを負えない性格もあります。だから、その点でやらないといけないけれども組織としての限界もあるということで、私はこういった積極的展開をしようという漁協組織に対して、リスクヘッジをするような対策を執る必要があるんじゃないか。そうするともう少し積極的に販売に取り組む漁協が出てくるような気もいたします。

以上です。

小野部会長 そのほか御意見ございますか。

どうぞ、石井委員。

石井委員 質問でもいいですか。既に出ている話だったら何月という答えでも構いませんが、4ページに「組合員資格審査の適正化」というところがございまして、管理・行使に不適切さが見られるケースというのは、具体的にどういう問題が生じているのかちょっとわからないんですが。

小野部会長 あとで答えていただきます。

この漁協改革の促進ということは一つの大きなテーマですが、そのほか御意見ございませんか。

宮原委員 先ほどの婁先生のお話でリスクヘッジの対策をすべきだという御意見があったので意を強くしてお願いするんですけども、6ページの一番下の網がけをしたところに、経営コンサルタントのことが国の施策として御検討されているので、こういったところで販売事業の関係で言うとなかなか専門家がないということもありますので、ヘッドハンティングできるような仕組みをコンサルタントの中に入れていただきたいという要望を申し上げます。

小野部会長 さっきの漁業権管理・行使についてはいいですか。

宮原委員 あれは国がお答えになるのがいいかと思います。

小野部会長 わかりました。

どうぞ。

竹谷漁政部長 まず漁協問題ですけども、先ほど宮原さんからいろいろお答えいただきましたが、漁協は2ページにあるように合併はこのところに来てかなり進んできているんですね。特に右側の円グラフを見ていただきたいんですが、250漁協構想というのを系統が持っておられて、ほぼ半分は達成したんです。結局、達成したところの数はグリーンと減っているんです。全然達成していないところはまだ幾つも残っていますから、そこ

にたくさんの零細漁協が集中しているということでございます。

残った漁協は何なのか。山下委員から問題があるところは残っているのかなという御指摘がありました。系統のいろいろ御分析もありましょうけど、行政の方から見ますと漁業権管理漁協、これは瀬戸内海などに多いんですけども、漁業権の管理のお仕事だけをして、漁協でほかの販売事業などは余りやっていないというような漁協ですね。非常に規模の小さいのがあります。それぞれ漁業権に1対1的に対応しているものですから、なかなかほかの漁協との合併が進まないというのがあります。

それから、大都市の近郊でこれまたそれなりに経営がいいんですね。ですからほかの漁協と合併しない。これはいろんなケースがありますが、過去に漁業権補償でお金が入って資金が潤沢にあるとか、あるいは最近では遊漁等の事業をやっている方を組合員、准組合員という形で持っていて非常に安定しているということで、他との合併を望まないというものです。

他方、非常に大きな欠損金を抱えている漁協がありまして、先ほど企画課長の説明にもありましたように、本当に一部の漁協で漁協の負債が集中しているんです。これをどうしていくのかということについてコンサルの予算要求をしております。系統にも入っていただき、また県にも入っていただいて、1個1個その問題点を洗い出して今後どういうふうにしていったらいいのか、地域の漁協としての役割をどうしていったらいいのかを個別に検討していきたいと思っております。そのためのコンサルの経費という要求であります。従って、このコンサルの経費は逆に言えば販売の方までにはなかなか回らないのかなと。当面、喫緊の大規模負債を抱えているところを中心と思っております。もちろんそういう負債漁協を今後立て直していく中で、販売事業をどう評価していくのかという視点においては使える面もあろうかと思えます。

販売事業のリスクヘッジの問題でございますけれども、もちろん漁協も買参人として買い取りに参加するということであれば、ある意味では民間の仲買人の方々と同じということなので、漁協だけに特別の支援策を執ることは民間との競争条件からしてなかなか難しい制約があろうかと思えます。

ただ、私どもで持っているのは調整保管事業の予算がありますし、あるいは新しいビジネスモデルの予算というのがあります。販売面での新しい取組みを支援する予算がありますので、そういったもので、リスクヘッジまではもちろんできませんけれども、応援していきたいと思っております。

それから、石井委員の御指摘のあった点ですが、漁業権の管理・行使等に不適切さが見られる。これも漁業権の管理をやっている漁協でだんだん漁業をやる方の人数が減ってきている。漁協の場合は 20 人の方が漁業をやっていることが必要なんですけども、実際に漁業もほんの少ししかやっていない。これは 90 日要件というのが漁業の組合員資格にありますので、そういうのが欠けている方が主体になっている。

従いまして、本当に地域の漁業のためにどれだけ機能を果たしているのかなと疑問がある漁協というのがございます。そういった漁協の問題について。漁業権管理漁協として一面しっかりやっていけばそれはいいんですけども、そこすら疎かになっている場合がありますので、そういった問題があるということをここで述べさせていただいております。この問題については漁業法の運用の問題としても、あるいはまた水産業協同組合法という漁協の根拠法の監督権限の問題としても、しっかりと考えていかなければいけない問題だなと思っております。

あと 1 点ちょっと戻って恐縮ですが、さっき山下委員から御指摘があったことで言い忘れてしまったのがありましたが、経営安定の面では規模拡大とか協業化を進めるべきだという御指摘がありましたけど、御指摘のとおりだと思います。それは経営安定対策の前提として、経営改善の取組みをしてくださいということが入っております。経営改善の取組みというのは個々の経営体としてやっていただくのももちろんですが、協業化を図って経営安定を図っていくとか経営改善を図っていくとかそんな取組みもありますので、そういったものも含めて取り組んでいただければと思っております。

以上でございます。

- (3) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮
- (4) 水産業の未来を切り開くための新技術の開発及び普及
- (5) 水産物の自給率等の推移と今後の見通し

小野部会長 それでは、もう 11 時も回っておりますので次に進みたいと思います。

次に資料 4 と 5 と 6 になると思いますが、「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」、「水産業の未来を切り開くための新技術の開発及び普及」、「水産物の自給率等の推移と今後の見通し」、以上 3 点について議論を行いたいと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、3つの資料を順次説明させていただきます。

まず、資料4「漁港・漁場・漁村の総合的整備」でございます。「中間論点整理」、ここでは要約を掲げてございます。もちろん本体はかなり書き込んでございますので、そちらはまた随時参照していただきたいと思っております。2ページからが今回の資料でございます。

「力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備」ということで、1点目は我が国周辺水域における基礎生産力の向上ということ、資源管理やつくり育てる漁業との連携で漁場環境の整備を行っていくということが1つ。また、世界の水産物需給も今後逼迫していくことが見込まれる中で、沿岸域に加えて、沖合域の水産資源の基礎生産力の向上に努めることが重要であるということ、フロンティア漁場整備事業の予算も要求しております。

3ページに、沖合域で想定される漁場整備と効果について、保護育成礁、湧昇マウンド礁、浮魚礁の具体的事例も入れて紹介させていただいているところでございます。

4ページでございますが、この漁場環境の改善、具体的な取組みとして、藻場の面積が20年間で3割減ってきている状況がございますが、磯焼け対策、これは食害を起こす魚の駆除とかそういったことも含めて、モニタリングなども含めて、磯焼けの対策をどのように進めていくかという取組み。また、19年度の予算から漁場保全の森づくりということで、公共事業の中で漁場の環境整備に資する形の漁場保全の森づくりの事業もスタートすることを今予定しているところでございます。

次に5ページですけれども、国際競争力強化を図るための水産物供給基盤の整備ということで、水産物供給システムの構築に際して、生産コストの削減や鮮度の維持、衛生管理の強化。これは先ほどの言葉を借りますと価格面と非価格面の両方の競争力を高めるということで、ここではH A C C P対応、高度衛生管理型施設のイメージを掲げてございますが、市場統合等のソフト施策と連携して競争力強化を図るための基盤の整備、この絵にあるような事例を例示しておりますが、そういった取組みを進めていく。そのための流通構造改革拠点づくりの予算も要求している状況でございます。

6ページでございますが、こういった供給基盤整備の課題ですが、これは国全体の公共事業に共通するところでございますが、更新需要がだんだん高まっている。老朽化した設備、ここでも劣化した構造物の損傷事例が出ておりますが、そういったものの更新費が今後増大していくということで、左のグラフにそういった状況が出てきているわけでございます。全体の事業費が縮減している中で、こういった更新需要にどういふふうに対応して

いくかということ。そういった中でライフサイクルコストということで、建設・維持管理等に係るすべての費用をまとめたものですが、そういったものの提言をどのように図っていくかが重要な課題となっているところでございます。

7ページ、2点目の「安全で活力のある漁村づくり」の方ですが、まずは防災力の強化ということで、御案内のように地震等の災害に対してどのように防災力を強化していくかということで、その際には漁業者、来訪者の安全性の確保、また水産物の流通確保の観点ということで漁港などの流通拠点、その機能が災害に際しても、できる限り失われないような流通拠点としての機能を確保するための防災力といった点も重要になってきているところでございます。

今後取り組むべき施策の方向性という右側の方を見ていただきますと、このような形で総合的な対策、避難路、避難地の整備、新たな取組み、新たな予算要求も含めて現在対応を行っているところでございます。

8ページが生活環境の向上でございます。まず生活環境の中で污水处理施設の整備というのがございますが、これは順調に推移しているところでございますが、依然として下水道の普及率で見ますと、漁業集落と小都市で相当程度の格差があるという状況がございます。また、8ページの右にありますように県間での格差を生じておりまして、そういったことを踏まえて、依然として都市部に比べて立ち後れている生活環境の向上が必要となっております。

9ページ、3点目として地域資源を生かした漁村づくり、また都市と漁村との共生・対流の促進ということで、ここでは今年の2月に認定しました「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」といったものもでございます。こういったような地域の資源をどのように活かしていくかということで、19年度の予算におきましては、10ページをご覧いただきたいんですが、漁村地域力向上事業ということで、地域の特色を生かした地域戦略の活動事例が中ほどの四角の中に入っておりますが、こういった取組みを地域一体となって進めていく支援を行う事業も企画しているところでございます。

11ページですが、「漁業と海洋性レクリエーションとの調和が取れた海面利用の促進」ということで、既に平成14年に漁業と遊漁の調整に関するガイドラインを策定し、調整規則等の整備について地方公共団体に助言をしてきているところでございます。具体的には体長制限や資源管理に関する規制内容の充実を図っていくということで、まき餌釣りに対する規制についても、このような形で徐々に変化してきているところでございます。

今後の取組みとしては 12 ページですけれども、遊漁と漁業との積極的な連携の推進、あるいは遊漁者の水産行政への理解の促進、こういった点についてさらに取組みを進めていく点が重要になってきているところでございます。

最後に、13 ページの「水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮」でございます。御案内のように学会会議の答申を受けて、現在、普及・啓発活動ということでパンフレットを作ってその普及に努めているところでございます。

事業的な対応としては 14 ページでございますが、平成 17 年度から離島交付金をスタートしたところでございます。また、新たな取組みとして、藻場・干潟の維持管理などの環境生態系の保全活動の実施状況について現在調査しております。平成 19 年度からは実証事業も含めて、さらにどのような活動が行われているのか、将来的にどのような支援が可能かしっかりと調査していくということで、2 年間の調査予算を要求しております。こういった予算あるいは先ほど申し上げた普及活動も相まって実施していくことが必要ではないかということで考えているところでございます。

15 ページ、16 ページに漁港漁場長期整備計画の基本的な考え方について整理しているところでございます。

次に、資料 5 の「技術の開発・普及」でございます。大きく 4 点に分かれておりますが、まず 1 点目は「漁船漁業構造改革の推進に資する技術開発」ということで、これは先ほどの資料とあわせて御説明すればよかったかもしれませんが、技術開発の文脈として、省エネルギー、省人・省力化技術といった開発を行っているところでございます。具体的な例は先ほどの漁船漁業構造改革と密接に関連するものとして、2 ページにございますような発光ダイオードの集魚灯とか漁場位置特定技術の開発というもので、漁船全体で 1 割から 4 割の燃油量削減を目指す取組みがございます。

3 ページですけれども、こちらは非価格競争力の向上に資するものとして品質保持・向上に資する技術開発。まぐろの 4 つ割急速冷凍技術、あるいは多獲性魚類の高鮮度流通技術の開発が取り組まれているところでございます。

4 ページが、2 番目の課題として「つくり育てる漁業を推進するための技術開発」として、サワラ資源回復支援技術、あるいは二枚貝の増殖支援技術といった取組み事例がございます。

さらに 5 ページでございますけれども、養殖技術の関係でマグロの完全養殖技術等の開発、また環境への負荷が少ない配合飼料の実用化、また藻類との複合養殖の技術の開発が

課題となっております。

3点目ですけれども、6ページが「基礎生産力の向上と循環型社会の形成に資する技術開発」ということで、磯焼け対策のガイドラインの作成、また、先ほど漁港漁場整備事業のところでも出てございましたが、マウンド漁場造成技術ということで、湧昇流を起こして栄養塩を活用する低利用水域の生産力向上に関する技術開発が掲げられているところでございます。

7ページは海洋バイオマス資源の利活用ということで、漁業の分野においてもバイオ関係の燃料の活用の検討が進められるところでございます。

4点目、「知的財産の創造・保護・活用」ということで、水産分野での知的財産の保護として、例えばノリ育成者権の保護、さらには関あじ・関さばといった登録商標制度の方向になりますけれども、知的財産の活用といった切り口での取組みが進められているところでございます。

9ページにノリ育成者権保護の取組みの事例が説明されてございますが、水産物の原産地判別手法等の技術調査、要は原産地や品種の判別技術によるチェックと相まって、ノリ育成者権保護の取組みを進めていくことが課題になっているところでございます。

最後に5点目でございますけれども、このような新技術の開発・普及を推進する上で「水産研究・技術開発戦略」といったものを作っておりますが、この戦略につきましても、水産基本計画の見直しにあわせて、来年度早急に見直していくことを検討しているところでございます。

次に資料6でございます。「水産物の自給率等の推移と今後の見通し」ということで、この資料では水産物の生産及び消費の動向と今後の見通しについて解説しております。2ページが「生産量の動向」でございますが、これは概括的に見ていただきまして、魚介類の生産量の減少が続いてきておりますけれども、特に食用の魚介類につきましては、最近減少傾向が鈍化しているような状況がございます。他方、非食用の魚介類は平成2年あたりと比べていただきますと、相当程度減少している状況がございます。

こういった中で「消費の動向」ですが、4ページを見ていただきまして、水産物の消費の動向は、これは昭和40年からのグラフでございますが、一貫して増えてきております。これを1人当たりの消費の動向で見ていただきますと、一貫して増えてきておりまして、平成7年ごろまでは増えてきていたのですが、その後、供給量、消費量が減少する傾向が見てとれまして、平成17年ではこのような形で34.4kg、これは1年当たりですけれど

も、そういった数字が出ております。

また、国民健康栄養調査の方で見ると、さらにこの現象が進んでいる傾向も見てとれる状況でございます。その要因として5ページに掲げてございますが、「家族が魚介類を好まない」、「肉より割高」、「調理や後片づけが面倒だ」といったところが考えられているところでございます。

このような状況の中で、6ページですが、自給率はどのように変化しているかということでございます。自給率も、昭和42年は110%になっていたわけですが、その後減少傾向をたどってきたわけですけれども、現行の基本計画が作られました平成14年当時との関係を見ますと、食用魚介類については、真ん中の線でございますが、52%、53%であった平成12年ころから見ますと、最近は上昇しております。平成17年は57%ということでございます。7ページに具体的な数字が出ておりますけれども、この背景には、食用の国内生産が横ばいになる中で消費が減少したということで、その分輸入が減少したわけですが、その結果として自給率が上昇したという状況になっております。

他方、魚介類全体の自給率で見ますと、平成12年ぐらいまでは食用魚介類の自給率と魚介類の自給率がほぼ同じような数字だったわけですが、その後、非食用魚介類の生産量が大きく減少しております。これは養殖用の生餌から配合飼料に転換した状況もございまして、平成17年の数字で見ていただくとわかりますように食用魚介類と魚介類全体の自給率はかなり数字が違ってきております。すなわち食用魚介類と非食用の魚介類の自給率は相当程度乖離しているような状況になっております。一部には非食用の魚介類を海外に輸出するというので、食用に転換が行われている場面もございまして、そういった意味で違った傾向を見せていることが言えるわけでございます。

それでは今後の見通しをどのように出すかということでございますが、8ページでございます。まず生産量の見通しでございます。これはあくまでもすう勢ということで、今後の見通しを過去の生産量の推移に基づいて計算したものでございます。現行基本計画でも同様の手法で、過去のデータに基づいて現在までの傾向が続いた場合どのように変化するかということを出すしておりますが、詳しくは9ページにございますような近似を行い、最も正確な近似が得られる方式を選びまして、それぞれの漁業種類に当てはめて積み上げたものでございます。

減少傾向は、これでご覧いただいてもわかりますようにかなり緩和してきておりますけれども、依然として過去の減少が反映されておりますので、減少傾向は弱まりますが引き

続き緩やかに減少するというので、平成 27 年に 470 万トン、食用では 401 万トン、現在のすう勢が続けばこのような形になるということが出てくるわけでございます。

10 ページでございますけれども、消費量の方がどうなのかということでございます。現在のトレンドが続いた場合にどうなのかということで、ここでは 2 つの方式で、昭和 40 年から平成 17 年までのデータを回帰分析した場合、昭和 29 年には 86.2 g という結果が出ております。また、平成 7 年ぐらい、減少が始まったところから回帰分析を行った場合でも同じ数字が出ておまして、これはあくまでも今のすう勢が続けばということでございますが、86.2 g というのは昭和 40 年代半ばの水準ですが、そこまで減少する恐れがあるということが言えると思います。従いまして、消費面の取組みが重要となってきたわけでございます。

この自給率についても基本計画に盛り込まれていくわけですが、12 ページを見ていただきまして、このような生産量、消費量の見通しの中で漁業生産をどのように回復・増大していくのか、そして施策的な努力も含めてこのような取組みを進めた結果として、どのようなレベルの目標生産量を設定すべきということが検討課題になっております。

また、水産物の消費につきましても、消費が減少すると自給率は国内生産が同じであれば自給率は自動的に上がっておるわけですが、これは決して望ましいことではございませんので、水産物の消費の拡大・回復に向けてこのような課題を解決していくことが必要である。そういった取組みを前提として、どの程度の水準にこの消費量を設定していくのか、また、廃棄・食べ残しといった食品ロスの削減をどの程度見込むのか、こういった点を踏まえて今後漁業生産、水産物消費の目標と自給率の目標を検討していくことが必要と考えております。

駆け足でございましたが、以上でございます。

小野部会長 資料が 3 点とありますが、議論すべきことが 3 項目あるわけですが、まず最初の「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」、これも 4 項目ぐらいに中身は分かれると思いますが、まず「力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備」があります。それから、7 ページから「安全で活力のある漁村づくり」があります。それから「海洋性レクリエーション」が 11 ページからありまして、最後が「水産業・漁村のもつ多面的機能の発揮」です。それから、漁港漁場整備長期計画はたしか来年から始まるんだったと思いましたが、それと基本計画との関連が書いてあります。

まず、この「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」の部

分につきまして御意見をお願いいたします。

宮原委員。

宮原委員 ちょっと盛りだくさん発言させていただきますが、まず2ページのフロンティア漁場整備事業はなかなか難しい話でございますけれども、これは沖合で漁場を新たに造っていただいて、そこで湧昇流を起こして魚が生育できる環境を作っていただくということで、今日本海の方で御検討されていると聞いておりますが、ぜひともこれを活用していきたいと考えております。特に今後は太平洋域にもこういったものを設置していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから5ページ、水産物の供給基盤の整備ということでございます。先ほど漁協合併の話が出ておったわけでございますが、漁協合併の大きな目標としては、「産地市場の統合」ということを私ども大きな課題にしているわけでございます。市場統合するに当たっては、このような衛生管理、鮮度保持といったものができるような漁港施設を造っていかねばならないので、この事業につきましてもさらなる取組みをしていただきたいと思います。

それから、多面的機能でございますが、14ページです。19年度予算の中で環境・生態系保全活動支援調査・実証事業というのが右下の一番下を書いてございますが、多面的機能という中で、環境・生態系保全の取組みに対して、交付金のような形が出せるような仕組みをぜひとも実証事業の中で確立していただきたいとお願い申し上げます。

小野部会長 3点ですね。最後は多面的機能でしたが、あと供給基盤、産地市場の統合の問題、沖合漁場の問題ですね。

そのほかに。

山下委員。

山下委員 今回は個別ではなく全体的なことで申し上げたいんですが、この項目の中では、例えば資料のタイトルに「漁港・漁場・漁村」とあと「水産業・漁村」と出てくるんですが、漁村というのは土地の上ですし、漁港も誰が造るといのは、漁港管理者というのがあってはっきりしているんですね。ただ、漁場というものになると、誰のものなのかが常にはっきりしない部分ではないかと思うんです。例えば藻場・干潟を造成するとか、湧昇マウンドと言うんですか、そういうものを造るときに、それは誰のものなのかということと、誰のためなのか。受益者ですね、それを少しはっきりさせていく必要があるのではないかと思ったわけです。沿岸域につき磯といいますか、そういうものを何か造るとい

と、その関係漁協がそれを排他的に使用するということがあったと思うんですが、沖合に造っていくというと、それは一体誰がお金を払って誰が管理者なのか、受益者は誰かということが出てくると思うんです。

さらに多面的機能の話というのが大事なことで出て来ていると思うんですが、この多面的機能というのも、この話に結びつけて言いますと、いわゆる海洋の資産価値を認めるとか海洋の資産価値を上げるためのものではないかと思うんです。そういうときに資産価値の中に、誰にとっての資産かで大きく変わってくるわけで、漁業者の資産というふうに思うとそれはもう漁業資源だけになるわけですが、恐らくそれ以外のものもあるだろう。例えばマウンドを造ると、これはよくないと言っているのではなくて、素人なので例えばの話ですが、その下にある土とか生き物はどうなってしまうのかと思うんです。恐らくそれに大きな価値を見出している人にとっては、上に物が置かれて、死んでしまうことが資産価値の低下だというふうに思ってしまうと思うんです。ですから、その整理をするべき時期ではないか。地上にあるものは所有権が確立されているけれども、海についてということです。

小野部会長 今のもなかなか重要な問題だと思います。

どうぞ、長谷川委員。

長谷川特別委員 私も山下先生の意見に賛成で、資源開発と多面的機能といいますが、海洋生態系のところは、ちゃんとミスマッチが起きないようにやっていただきたいなということが一つ要望としてあります。

それからもう一つなんですけれども、5ページで流通のお話がありまして、総合食料局の方でたしか卸売市場の統合、衛生管理、IT技術を使ったトレーサビリティを機能化していくとかそういう御提案がございまして、とても消費者にとっては結構なことだなと思っていたんですけれども、一方で、市場ではなくて、生産の現場とその市場に向けての資金投下等がちゃんとマッチしているのだろうかという不安がございまして。

というのは、漁船で衛生管理、あるいは冷蔵保存等々の技術とか機能が備わっていないのに市場管理されても、そこが果たして最終の消費段階まで温度管理がつながっていくのだろうかという不安がございまして。ちょっと飛びますけれども、次の資料の3ページの参考資料の2で水産物の品質保持、技術開発ということがなされておりますけれども、こういったことと、それから市場の温度管理ということがきちっと結びつくような施策の投下というんですか、例えば福島県で市場管理が行われたら、福島県の漁業者の漁船はこうい

う温度管理ができるような漁船になっていくという、ミスマッチが起きないように施策の展開をしていただきたいと思います。

小野部会長 どうぞ、増田委員。

増田委員 8ページの汚水処理施設のところで、何回か私も意見を言わせていただきましたけれども、左側の の普及率の推移というところで、これは言葉にクレームをつけるようで恐縮なんです、これは「順調に推移」と言えるのかどうか。私の目線では、果たしてこれは順調に推移と評価するほどのことではない。なぜならば、下の の普及率のところで漁業集落の44.2%というのは、小都市の68%と比較しても非常に高くないと思います。さらに の普及率に行きますと、整備率の低い県は20%にも届いていないということになっていますので、順調に推移というよりも、むしろスピード感を持たねばならぬというぐらいの表現になりたいなという気がしております。なぜならば、その先に参りまして多面的機能のところで、推進しなければならない、幅広く国民の理解・支持を得ることというところに、下水道について衛生面での条件が整備されないで多面的機能を前に進めるということは、むしろ困難になってしまうのが現状だろうと思います。

以上でございます。

小野部会長 どうぞ、西橋委員。

西橋委員 私は遊漁関係について思っているところを話したいと思います。遊漁と言いますと、生活がかかっている方もいらっしゃるかもしれないんですけども、私たちが一般的に魚釣りに行く人たちを見ておきますと、非常に厳しい規制の中、守っている人が本当に少ないなということを実感いたします。もう少し基準も厳しくなっていないのかなと個人的には思っています。なぜかといいますと、今温暖化が非常に進んでおります。海や河川の温度が上昇すると魚の体型が小さくなっていくということを聞きました。今でさえ余り大きな魚が獲れなくなっているということになると、もっともっと小さい魚になってしまう。それは日本の全体的な責任だけではなくて、世界的な影響が出てくるのではないかと思いつつ、日本人として遊漁についてももう少しシビアな感覚というんですか、それを持っていただくためには、やはり助言をとということですが、助言ではなく規制の整備にもっと力を入れていただけたらいいのではないかと思います。

小野部会長 漁業と遊漁の関係はなかなか難しい問題があると思いますが、もう少し遊漁を厳しく規制すべしという御意見でした。

どうぞ、森川委員。

森川委員 そのことに関連してなんですけれども、漁船のほかのレクリエーションで使っている船は、全部がどこの誰の船かというのが全国的に把握できているのかどうかと思います。古くなってしまったら、ほっておいて海の中につかっているということがないのかなと思うんです。それから、プラスチックの船が多いので、そういうのが廃棄されると大変なことなんじゃないか。電気製品なんかでも今はお金を払って取ってもらっている時代ですし、車も車庫証明なんかがありまして、「自分の車はちゃんとここにありますよ」というのはあるので、自分の船に最後まで責任を持っていただけるようにしてほしいなと思います。津波なんかが来た場合は、漁船でしたらみんなで協力して守っていると思うんですけれども、遠いところの人がそんなときに来ないで、その船がポンと飛んできたりしたら大変なことなんじゃないかと思います。海をレクリエーションに使うのであれば、海浜清掃なんかの協力もしていただけるようになってほしいものだと思います。

小野部会長 遊漁船の管理の問題ですね。レジャーボートの問題はなかなか難しい問題ですが。

どうぞ、婁委員。

婁特別委員 まず細かい話なんですけれども、5 ページ目の真ん中あたりに、「市場統合による取扱規模の拡大」という文言があるんですが、先ほど資料説明の中で市場統合ということも出てきておりますけれども、そのときに「機能統合を含む」という括弧書きがありました。だから、機能統合を含めた市場統合というふうにしていただいた方がいいかなということだと思います。それは全体を統一する意味でも入れておいた方がいいかなということが1 つです。

それから、9 ページの「漁村地域力向上事業」というところで、これはぜひ力を入れてやっていただきたいということで、これは海業（うみぎょう）ということにつながるのではないかという気がします。ただ気になるところが一つあって、こういった地域力向上事業の担い手、主体の問題です。10 ページでは、「多様な主体の連携・統合」という形でイメージ図があるんですが、大体こういう事業というのは連携すればするほどほとんどうまくいかないところがあります。確たる主体は誰なのかということ、その主体に少し政策的に力を入れてやっておいた方がもっとスムーズに行くのではないかという気がします。

最後なんです、13 ページの「水産業・漁村のもつ多面的機能の発揮」ということで、真ん中に「水産物の安定供給」ということが「本来的機能」というふうに書かれておりますけれども、それはそれでもいいのかなと思ったりするし、安定的供給の機能を果たす、

だからこうやって政策的に推進するんだという理解でもあるんですけども、もっと大事なのは、水産業・漁村というのは漁業者が家族を養っていく、そこで暮らしていく、生活を続けていくということ、もっともっと本質的な機能ということを強調してもいいのかなという気がするんです。

そこら辺のとらえ方の問題だと思うんですけども、例えば水産物安定的供給は本来的機能であれば、それこそ所得補償で漁業者にやっていただいて、こういう機能を担ってもらうことにもつながる。それは決して悪いとは思いませんけれども、そういった本来的機能のとらえ方ということで、結構いろいろ政策のとらえ方が変わってくるのかなという気がするんです。いかがでしょうか。

小野部会長 最後はかなり大問題だと思います。水産物の安定供給は水産基本法でも第1に挙げてありますよね。安定供給するためには背後にある漁民なり漁業者の生活といたしますか、所得補償というか、安定が必要だということになると思うんですけども、後でよろしくをお願いします。

資料4の「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」という部分について御意見はこれぐらいでよろしいですか。

それでは、コメントをお願いします。

影山漁港漁場整備部長 私の部の関係するところについてコメントさせていただきたいと思います。

まず、沖合域の漁場の整備事業、来年度予算要求させていただいておりますが、これは日本のEEZというものがこれまで余り開発されてこなかったということで、近年の周辺国とのいろんな摩擦とか海洋日本のあり方みたいな議論がいろいろ起きておりますので、そういった中で国としてEEZというものを大事にして、その中の水産資源を守っていくことが非常に重要な仕事ではないかということで、それを国の仕事としてやっていくことを予算の中で要求させていただいているということでございます。具体的には来年度の予算につきましては、山陰のズワイガニが資源的に大分弱っているということで、それを回復するための保護育成礁というものに取りかかりたいということで予算を要求させていただいております。

3ページに3つほど紹介させていただいておりますが、沿岸域ではいろいろやられているものもあるんですが、沖合域で展開することになりますと、先ほどの技術開発のところにもありましたが、技術的な問題とか、先ほどいろいろ御指摘いただきました海洋生態系

への影響とか、いろいろ検討しなければいけないことがあるものもたくさんございます。
3ページは、とりあえず将来も含めて考えられるものとしてこんなものがあるのかなという
ことで御提示させていただいたということで、仮に事業ができれば、明日からこれをす
ぐやるということでもないという御理解でいただきたいと思います。

それから、山下委員の方から、沿岸は漁民が管理しているけれども沖合は誰のものなの
かという御指摘がございました。今の日本の海のルールの中では、誰のものというのはは
っきりしていないんですけれども、ただ、E E Zの管理というのは国の仕事になっている
ということです。私どもとしてはE E Zの中の水産資源を「豊かな国民生活」という観点
で、安定的に供給できる形にしていくことが国の仕事ではないかと考えていますので、国
の事業として取り組むということ考えております。

それから、受益者が誰かということなんですが、漁業者なのか国民なのかということな
んですけれども、私どもとしては広く国民が最終的な受益者であるということで、そうい
う観点で事業を考えているということでございます。

それから、市場統合の関係がいろいろございまして、委員の御指摘のとおり、市場だけ
やっても漁船が同じような形になっていなければ価値がないということでございますので、
最終的にサプライチェーンといいますか、生産から水揚げ、それから流通、消費に至るま
で一貫した体制が将来的に作られていく必要があるだろうと考えておりますが、私どもで
できるところはやっていくということ考えているところでございます。

それから、污水处理施設の話で、順調ではないのではないかとということでございますが、
これは「順調」と書きましたのは、今の長期計画が10年後に6割にすることを目標にし
ておりまして、そういう目標のもとでは、今のペースでいけば10年後に6割になるだろ
うという意味で「順調」という形で書かせていただいておりますが、増田委員の御指摘の
とおり非常に格差が大きいということで、スピード感をもってやっていかなければいけ
ないと考えております。

それから、婁委員の方から御指摘がございました地域力向上事業のお話なんですが、こ
れは誰が中核なのかという話。10ページの真ん中に「多様な主体の連携・統合」と書いて
ありまして、地方公共団体と漁業協同組合又は漁業者グループというところにちょっと色
が塗ってありますが、この事業については、地方公共団体と組合又は漁業者のグループを
核として、そこに地元の企業とかいろんな団体に入っていただいで一緒に地域として、先
ほど山下委員からも御指摘がありました経営の多様化といいますか、いろんな意味での地

域資源を生かした新しい産業育成に取り組んでいただくという試みをモデル的に全国何箇所かやっていたらこうということで、それに対して支援をする。そういう地元の取組みに対して、水産庁としてはアドバイザーグループみたいなものを東京に作りまして、そういう取組みを側面的にも支援していく枠組みで実施することを考えております。

以上です。

山下資源管理部長 遊漁の関係について御説明申し上げます。御承知のとおり遊漁の方は遊漁者に着目すると、岸壁で釣っている子供さんから、船に乗ってプロモはだして逃げ出すようなうまい方までいろんな種類のものがございます。それから、遊漁者として組織的なものがなかなかないという現状もございます。多種多様の遊漁の問題をアプローチするに当たりまして、遊漁案内業者という方がいて、これは漁協に所属している方も大変多くいらっしゃいます。従来、漁業者の目から見て遊漁者に対しては、どうも余りいい目で見えなかったところがありますけれども、遊漁案内業者の方々が漁協に所属しているということもございまして、うまくやっていくという観点で、海面利用を調整するとか、漁業規制と遊漁者の規制の調整、調和をとるということをやってきております。

それから、遊漁の場合にはマナーの問題として、規制をかけるのではなくてマナーを向上してもらおう観点からのアプローチも必要であるということがございます。こういった場合は、特に漁協活動を中心にマナーの普及に努めることをしてきているわけがございます。そういうことで遊漁につきましては非常に不特定多数の方が遊漁を楽しんでいらっしゃいますので、一概にバサッと何かできる部分が少ないかもしれませんが、地域の取組みとして漁協が中心になって今までやってきている。この方向はこれからもやっていく必要があると考えているところでございます。

竹谷漁政部長 今の遊漁に関連して船ですね。遊漁船も心配なんですけれども、漁船も含めまして、特にFRPのプラスチックの船をどう回収していくのかというのが大きな問題です。実は1年ぐらい前から国土交通省などにおいて、電気製品やオートバイの回収なんかと同じように、どうしたらいいのかという検討を始めています。私どもも一緒に参画しながらやっております。どう回収していくのかという方向はきちっとできておりませんが、いずれこういう回収システムを考えなければいけない。その場合に、遊漁者もそうなんですが、回収システムの議論になると漁業者にとってもかなり負担がかかってくるという問題もありますので、そういう両面も含めながら検討していきたいと考えております。

それから、資料はどうしてもテーマごとに資料を作っているものですから、ばらばらと

した説明になってしまって恐縮なのですが、漁船漁業の経営体の話で漁船漁業構造改革の対策の予算があります。それから、前回御説明した中で流通構造改革予算の対策の説明をしましたし、今日も漁港整備の関係で産地の施設整備の話もしました。従って、これらはばらばらにやるわけではなくて、当然それぞれの部分で御説明していますけれども、なるべく連携をとってやっていきたいと思っております。

今日福島委員もいらっしゃいますけれども、例えば八戸では漁船漁業の構造改革を進めると同時に、流通拠点の取組みもやろうということで今いろいろ御検討されているわけです。そういう連携を取る中で、生産段階の漁船の段階から、それから市場の段階から、一貫してサプライチェーンといいますが、一貫して衛生管理、品質管理をどうとっていくのかということ地域地域で御検討いただきながら進めていきたいということも伺っていますし、またそういうものを予算で応援できる体制づくりをとっていきたいと思っております。

そして、それにさらにトレーサビリティをかけるかどうかというのは、もう一つ地域のまとまりなりシステムづくりというのがありますので、今後まだいろいろ課題がありますけれども、消費者の方々の要請、あるいはコスト負担面を考えながら今後考えていかなければならない課題だと思いますが、単にばらばらに流通だけ、生産だけということではなくて、一体的にやる取組みを応援していきたいと思っております。

それから、農委員から御指摘のあった、漁業あるいは漁村といった多面的機能を果たしていると同時に、本来的な機能である水産物の安定供給の問題があるわけです。ばらばらにこれも考えられる問題ではないんですけれども、水産物の安定供給の担い手を作っていくということは、経営体という視点の方で先ほど御説明しましたように、沿岸沖合の方は漁船漁業の構造改革をやって担い手を作り、それから、主として沿岸の方になってまいります。経営安定対策ということで、ここも水産物の安定供給に着目して経営安定対策の新しいものをやって経営を安定させて、資金面でも人材面でも安定できる体制づくりを作っていくということを中心に考えております。

それと同時に漁業者の方、漁村の持っている多面的機能を今後どうやって確保していくのかということを考えて、現在、離島については一つの交付金の仕組みがありますけれども、そのほかの漁村も含めて多面的機能をどう維持していくのかについては、調査・実証ということで今検討を進めているわけです。ですから、先ほどの経営安定対策、そしてこうした実証検討を始めている対策をいずれは総合的にまとめ上げていきたいと思っております。

ます。

小野部会長 それでは、まだ議論はあるんじゃないかと思いますが、この部分はこのぐらいにしまして、次の資料5「水産業の未来を切り開くための新技術の開発及び普及」、この部分は今までに出てきた部分もありますけど、特に御意見があれば幾つか出していただきたいと思います。見ていただければわかるように、最初は「漁船漁業構造改革」です。これは今までのところにもあったことです。それから「つくり育てる漁業」、あと「循環型社会」ですか、これは海洋生態系に関係することになります。それから「知的財産の創造・保護・活用」、最後は「技術開発戦略」、こういう構成ですが、御意見ございますか。

宮原委員。

宮原委員 漁船漁業の構造改革ということで、1ページのところで「燃油高騰等の漁業をめぐる環境変化に対する適切な対応」ということで、省エネ型の技術というものを右の方に予算要求を10億円していただいておりますが、特にエンジンの開発ということで省エネ型の電気自動車もかなり進んでいるわけでございますので、そういった陸上の技術を海に転換するようなことをさらに取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

それから、1ページのところに書いてあります「公募型事業による現場ニーズに基づいた取組支援」というのはどういったことを想定されているのか、後で教えていただきたいと思います。

それから4ページでございますけれども、「サワラ資源回復支援技術の開発」というのが4ページで書いてございますが、このサワラの資源開発というのは、資源回復計画の最初に取り上げていただいた事業だと思っております。現在、都道府県に対する財源移譲が栽培関係の予算はかなり進められているわけでございまして、サワラの資源回復というのは他府県にまたがる事業でございますので、都道府県に税源移譲されると一貫した栽培、種苗放流といった問題がしっかりやられてこないという懸念を私ども持っておりますので、この資源回復計画の対象の魚種については国の積極的な関与をしていただき、しっかりとした取組みができるようにぜひともお願いしたいと思います。漁業者の取組みと種苗放流が車の両輪だと私どもは思っておりますので、この点、資源回復に必要な放流尾数を確保できるように国の関与をお願いしたいと思っております。

以上です。

小野部会長 次の資料6ですか、自給率の問題はいろいろ御意見があるだろうと思われ

るので、時間をある程度取っておかなければいけませんので、この部分はあと1人が2人御意見をいただいて終わりにしたいと思います。

山下委員。

山下委員 何回も出てきて済みません。全体的なこと一言だけ申し上げたいんですが、先ほど婁委員から国際競争力という話が出ましたけれども、その前のところにも国際競争力とありますが、私の思いますのは、技術開発の分野こそ日本が国際競争力を持てる可能性が非常に高いというか、既に持っている分野ではないかと思うんです。ですからこの取組みを、この分野で勝つというんでしょうか、主導権を握るという意識はあってよいのではないかと思います。特に省エネであるとか効率的な漁業、それは省エネにつながるわけですが、それとともに流通の段階までも含めた省エネが一貫してできるようになると、資源争奪戦と言われている将来に、日本のやり方がグローバルスタンダードになるというんでしょうか、そういったところまで来ればあとはついてくるというふうに思うんです。実際には何か人に聞くと、「いや、ノルウェーには負けている」ということをおっしゃる方もおられるので、それはそれほど大きな差があいているわけでもないと思いますので、ここで国際競争力を意識できたらなと私は思っております。

小野部会長 そのほかにございますか。

宮原委員 もう一つだけ。魚離れの話はさっき終わったわけですけど、魚離れと言うよりは魚の料理離れ、魚料理をするのがみんな面倒だから魚は買わないとそういったことだと思うので、魚の料理を簡便にできるような技術開発ができないのか。また最近の流通を見ていると、コンビニで購買する事例も多いわけですので、コンビニで魚が買える、販売できるような技術開発も考えていただければありがたいと思っております。

小野部会長 特にございますか。

なければ、簡単にコメントがあればお願いします。

重増殖推進部長 時間もありますので簡単に御報告したいと思っておりますが、まず宮原さんのお話でございました省エネのエンジンとか陸上の技術の応用は車とかそういうところでもかなり進んでいる技術はございますのでそういうものも取り入れるとか、また新しい分野として例えば水素燃料のエンジンとか、いろいろな形で技術開発を今後も進めていこうと思っております。

また、公募型というのは、今競争的資金という形で技術開発に関して一般公募、これは基本的には大学とかさまざまな研究所の方々が一緒になって応募してくるのがあって、そ

の中から課題を整理して優秀なものについて支援していくということでございますが、その分野の中に産業連携という形で現場のニーズや産業の要望に応じて、それと大学とか研究所が一緒になって応募するという仕組みがございます。そういうものを活用して、現場に近い形での応用技術の開発をしようという仕組みでございますので、これを活用していきたいと思います。

また、魚離れの料理の話につきましては、文化的な面もございますけれども、一方でおっしゃるようなところもありますので、私どもでは利用加工という観点での技術開発を進めておりますので、実際の今の社会的な台所での動きをうまくマッチングするような形で進めていくと、今お話があったところの役に立てる技術開発の面も少し見えてくるのではないかと。ただ、なかなか難しい部分だと思っておりますが、念頭にはそういうところも置きながら進めているところでございます。

それから、山下委員のお話があったとおり、技術開発のところは我々としても非常に強い部分だと思っておりますし、ノルウェーはノルウェーで非常に進んでいるところがございます。これは我々としても参考にしなければいけない部分はたくさんあるんですが、一方でノルウェーの漁業の形態は、ある意味で非常に特化している部分もあってやりやすい部分がある。我々の方は日本全体大きいところから小さいところまでいろいろございますので、それぞれの特色に合わせた形で技術開発を進めていく。先ほど婁委員からもお話がありましたような、コスト競争という観点以外のところでも、例えば安全・安心の部分という非コスト競争的な部分も含めた技術開発を進めていきたいと考えておまして、それを最後のところの研究戦略という形で表していきたいと考えているところですが、その辺の考え方も今後御議論いただきながら整理していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

小野部会長 あと残り少なくなりましたが、最後の資料6「水産物の自給率等の推移と今後の見通し」の部分について。この中を見ますと、まず「魚介類生産量の動向」がありまして、それから「魚介類消費量の動向」、「自給率の動向」、「生産量の見通し」、「消費量の見通し」、「今後の主要検討課題」という構成になってはいますが、どこからでも結構ですので御意見をお願いいたします。

原田委員。

原田委員 来年度の基本計画の見直しの際に、自給率の見直しを含む検討をするということですと進んでまいりましたけれども、私自身は見直しをするべきであろうと思っ

ているんですが、この部分についてまだ結論みたいなものは出てないと思うんです。このテーマはそこがポイントだと思うんですが、その部分について議論を深めていただきたいと思います。

小野部会長 簡単に言うと自給率目標ということですか。

原田委員 そうですね。

小野部会長 今日のこの御説明で見ますと、11 ページに 24 年の目標が書いてありますが、これが目標値ということなんでしょうか。

竹谷漁政部長 今度作る目標は平成 29 年を目標にしたものでございます。今日御提示しているのは、今までの生産動向をなぞって、すう勢で見ると生産は平成 29 年にどうなるか、またすう勢で見ると消費は平成 29 年にどうなるかという 2 点をお示しして、自給率は過去の推移をなぞっただけでございます。従って、自給率の話を考える場合、今日は今までのすう勢で見て生産、消費はこうなりますということを御提示しましたので、これについて御議論いただいて、いろいろ出た御議論を踏まえて、自給率の目標の数字の議論を来年に御議論いただきたいと思っております。

小野部会長 目標値そのものは来年に議論する。今日はその前提条件を議論するということですね。わかりました。

どうぞ。

増田委員 ちょっと前に戻って、資料 2 の経営のところには構造改革総合対策事業 50 億円という予算要求が出ているんですが、そこに非常に刺激的に「(もうかる漁業)創設支援事業」というのがありますが、この場で勉強させていただいていて思っていますのは、川上から川下までであるとすると、「川上、大切」というスタンスが気になってしょうがないんです。なぜかといいますと、私なんかは消費者として川下にいて魚を支えているはずなんですが、どうも施策的な側面で行くと、川上志向ばかりがウエートが高いという気がしております。魚離れの原因とかいろいろ分析がなされているんですが、じゃあ川下というのをどこでとらえて魚離れを食いとめるか、消費の減少をとめるかという議論というか支える対策を考えていかないと、いわゆる魚離れというのはますます進んでしまう。もうかる魚屋さんとか、もうかる水産業ということが水産庁の施策の中でできないのかどうか。というのは町の魚屋さんがどんどん減っています。量販店も魚は余り利益が上がらないというふうに聞いています。力を入れなくなってきていますね。その辺の聞き取りというか実態と、家庭の魚離れというのは絶対関係があるような気がしてしょうがな

いんです。繁盛している魚屋さんというのは、例えば一隅で焼き魚を売って、サンマは買ったらずでそこで焼いて渡してくれるという魚屋が結構繁盛していたりする実態がありますので、どうか川下を大切にということをお考えいただきたいと思います。

小野部会長 これは私が言うべきかどうか知りませんが、今の問題は重要なことを言われたので後でコメントがあると思いますが、川下は一応前回、流通・消費で我々の分担としては議論したということになっているんじゃないでしょうか。今の問題についてまたコメントいただけたらと思います。

そのほかに。どうぞ。

宮原委員 確かに増田先生のおっしゃるとおり、川上対策ばかりかというふうな御批判はあると思いますが、我々今、完全に川下に牛耳られているというふうに理解しております。この漁業の活性化を図るためにはそれなりの対策をしていただきたいということで、増田先生もきっとそういう意味でおっしゃっていただいたんだろうと理解しております。

それから、自給率目標をいかにするかという御議論を次回していただけるんだろうと思うんですけども、私は65%の目標値というものは堅持してほしいということを現段階で要望したいと思っております。その理由としては、これだけ世界的に魚に関心が集中して需要が伸びているわけですので、もう輸入に頼れない日本の水産業になってくるのではないかと思います。もちろん輸入できるとは思いますけれども、それなりの自給力といえますか、日本の生産力を確保しておかなければならない観点から、今申し上げたような65%目標は29年度に延長していただいても、これは堅持していただきたいと現段階お願い申し上げます。

小野部会長 従来どおり65%。わかりました。

どうぞ。

石井委員 自給率はまだ御議論が今後あるということなんですが、先ほど御説明があったみたいに国内生産との関係がありますから、自給率目標を明記するんだったら、その場合に国内生産の寄与率みたいなものはっきりさせないと、これは林野もそうですけれども、こういう表現がいいかわかりませんが、いい自給率の上昇と余り好ましくない自給率の上昇があるわけですから、そこは目標を作るときに何か数字を併記するか何かアイデアを作って、数字がひとり歩きしないような工夫が必要だと思います。

小野部会長 単なる数字だけではなくて中身を考えるべしということですね。わかりました。

そのほかに。

増井特別委員 食料自給というのは今まで考えてきた政策の中で最も重要な結論になるんだらうと思っておりますけれども、私の考え方は世界的視野で日本の状況を見ていかなければいけないだらうと思っております。特に農業の生産力が落ちてきて、重要な主要食料である米と小麦とトウモロコシ、芋類などが主要な食料になっているんですけれども、統計で見ますと米と小麦とトウモロコシ、 $3 \times 6 = 18$ の法則と私は言っているんですけれども、6億トン、6億トン、6億トンと来ていたのが、ここへ来て約3000万トンぐらい米は減っているし、小麦も約3000万トンぐらい減っているわけですね。正確に言うと2400万トンぐらいなんですけど、3000万トンぐらい減っている。恐らく緑の革命によって陸域の食料増産をしていったんですけれども、多分21世紀は環境問題が非常に出ておりますので、これ以上生産力は上がってこない。それと同時に動物性たんぱく質である肉と魚の問題ですけれども、アジアはやはり魚を重要視しなければいけない。そして自然生産力を生かして主要食料にして動物たんぱくを取っていく。旧来の日本型食生活といった意味から言って非常に重要なことだらうと僕は思っているんです。日本のEEZ内の資源がどれくらいかという推定は私はよくわかりませんが、従来600万トンと言っておったんですが、そういったことが維持できるかどうかは非常に重要なことであると思ひまして、少しでも魚の自給率を現在の状況よりも上げるという考え方が重要でないかと思っております。

先ほどの御説明だとトレンドでやっていて、消費が減って輸出が伸びていけば自給率は絶対に上がります。そういう形でやっていけば自給率を上げることは可能だと僕は思うんですが、それではなくて基本的に日本で水産食料をどれくらい確保していくのか、こういうことをきちっと生産者も消費者も考えていただいて、日本の食料政策として魚は大事だということを僕は強調しておきたいと思っております。

以上です。

小野部会長 単なるすう勢ではなくて水産食料をどの程度確保していくかという見地でやるべしということですね。

どうぞ、福島委員。

福島委員 今お隣の増田委員からありましたが、前に戻って、「新操業体制(もうかる漁業)」ということについて川上・川下の話がございましたけれども、ちょっと言葉遣いがどうかという感じは私も実はしているんですが、仮にこれが「もうからない漁業」という

ことになるのであれば、誰もやる人がいないわけでごさいます、私は今その「もうかる事業」をやらしていただいておりますけれども、必ずしもそうは言っておりません。

ところで、そういうふうな形態にしなければ、先ほどの議論に戻るかもしれませんが、そうでなくても高齢化しております、なかなか若い人がこの商売に着手してこないということにつながりますと、当然今議論の最中にあります自給率につながっていくわけなんです。自給率は当然上がるはずがないんです。そういうふうなことを考えますと、先ほどたしか長谷川委員だったですか、市場の話の中で、受け入れだけが安心・安全であっても、運んでくる船がそうならないとなかなかそれはつながらないのではないかという御意見があったと思いますけれども、先ほどそういう中で漁政部長からお答えがありましたけれども、私は八戸というところから来ているんですが、今国が施策を立てている中で、それに乗ろうということで一緒になって県も市も話を進めております。それは我々の仲間内では、この文章には一つも出ていませんけれども、一貫通型という言葉の中で、要するに漁船漁業が持ち込んでくる魚は既に安全・安心なスタイルであると。当然それが岸壁から荷揚げされた状態で岸壁にある冷蔵庫、室内ですけれども、そういうところに搬入されるときも当然外気に触れずにそこに持ってきて、それがまたそれぞれの加工場に搬入される。先ほどちょっとお話がありましたけれども、できることなら家庭に入る段階で既に身をきれいに落として、皆さんが家庭で処理された場合残滓の処分に多分お困りであろうから、そこまできれいにして食卓に乗せる計画を今打ち立てておりますけれども、今私がしゃべったことは、じゃあ来年すぐ予算がついてできるかといいますと、これは当然できません。やはり予算のことですから何年かかかると思いますけれども、かかろうがやはりそういうことはしていかなければならないということで、私たちは今地元で、また話は前に戻りますが、地域のグループごとにあるんなものを確立させまして、国と県と市と地元一体になってそういうことを進めて行こう、そして自給率の向上にある程度つながることをして行こう、このように考えております。

意見です。

小野部会長 この部分、自給率の問題についてそのほかに御意見ございませんか。

最終的な議論は来年2月ごろにもう一回やるということではありますが、今日の段階で特にございせんか。

竹谷漁政部長 自給率のお話はまた来年御用意したいと思いますけど、今日の資料の最後のページを見ていただきたいんです。先ほども企画課長が御説明しましたように、生産

量はほっておくとずっと減っていきます。それから消費量もほっておくと減っていくというのが傾向なわけです。石井委員からも指摘がございましたように、そのままでいいということではないのではないかという問題意識を持っています。両方が縮小して自給率が上がりましたということでは余り意味がないのではないかと考えております。それぞれが拡大するというのも必ずしもいいかどうかはまた御議論があるところですが、少なくとも先ほど増井委員から御指摘があったように、日本型の食生活、あるいは日本型と言わなくても、今の日本人が健康的な食生活を確保できるようにする際に、水産物の消費はどうあるべきなのかということも考えながら、そしてまた福島委員から御指摘がありましたように、その生産を担っていく経営体の方、それから流通の方がしっかり確保できるのかということも両方にらみながら、単なるすう勢ではなくて、政策的な要素、それから生産者の方々、消費者の方々、いろんな取組みなり努力なりを加味した自給率目標をどう設定していくかということを検討いただきたいと思います。

その場合の参考でございますが、私どもの認識が最終ページでございまして、ほっておくと生産は徐々に下がっていきますが、生産をそれなりに回復なり増大に向けていくための課題ということで、資源の問題、漁場環境の問題、国際競争力のある経営体の問題を説明させていただいております。これはそれぞれごとに資料で御説明させていただいたものでございますし、またそこに不十分な点もあるかもしれませんが、今まで御議論いただいていたものでございます。

それから、これを通じてグッとどこまで持ち上げることができるのかということですね。単に生産力をこうしたいと言っても資源がなければできませんし、獲る方がいなければできません。船が無ければできません。そこを見極めてどこまで伸ばせるか。

その次の消費の方も、消費はズルズルと下がってきているわけですが、その流通がしっかりしなければ消費は伸びていかない。それから、ニーズに合った形で消費者が食べやすい、肉に代わって魚を選べるという形のものでなければいけないわけですので、加工面、そして食育も含めた問題を総合的にというふうに思っております。これらにつきましても、それぞれの時間、時間に資料で御説明してきたわけですが、さらにこれらの点を踏まえていただいて、じゃあ消費はどこまで、無理に食べさせるのは難しいわけですが、どういう形で確保できるのかということをお議論いただき、それらを分母、分子にとった形で、自給率は絵に描いた自給率ではなくてどういう数字になるのか、そういうイメージで最後の政策課題のところを書かせていただいておりますので、この点を中心に今後

また御議論いただければと思っております。よろしく申し上げます。

小野部会長 どうもありがとうございました。

最後に総括的なコメントを長官からいただきたいと思います。

白須水産庁長官 今日は先生方に大変御熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございました。

私から二、三ちょっと気がついたといいますが、途中でコメントできなかったことも含めてお話をさせていただきたいと思いますが、一つは原田委員からでしたか、50億円は非常に少ないんじゃないかというお話がございました。最近よく話題になっておりますのが、何かEUが漁船の建造などに対して非常に積極的な投資をして、その結果EUの船は非常に新鋭で規模も大きい。それに対して日本の船は非常に老朽化していて、だから水産庁が積極的な漁船建造に対して投資をしない結果であるという説が出ております。これは一面では当たっているんですが、どうもやや誤解があるようでございます。

と申しますのも、EUの予算規模というのはいろんな捉え方があって必ずしもはっきりしないんですが、5年ぐらいのタームで見ますと、EUとそれぞれ各国のものが合計すると3000億とかあるいは四、五千億だという話がございまして。ただ、それは5年間とかの全体の規模でございまして、EU一国の予算規模にしてみると、その十数カ国分でございまして。仮にそれがEU全体で5年間で3000億とすると、我が方の水産庁の、ちょっとこのところ減ってきておりますが、1年平均の水産予算は3000億円でございますから、EU全体の水産関係の予算と日本の水産関係の予算はほぼ匹敵する金額になっているわけです。

ただ、その中で漁船建造に対して非常に積極的じゃないかというお話があるんですが、いろいろ調べてみましても、ストレートに漁船建造に対してEUが補助金を出しているということは、よほど昔をとればそういうことがあったかもしれませんが、余りそういうことはないんじゃないか。いろいろ私ども調べてみましても、漁船建造についての広い意味での融資の金利助成とかを含めましても、せいぜい一国当たり4～5億円だと。ということになってまいりますと、私どもはもちろん50億円だけでやろうということは思っていないので、当然それ以外にもいろんな形での低利の助成のための利子補給もございまして。生産者に対する生産性の向上について、基盤整備などの施策も当然あります。3000億に対して50億は非常に桁が違うのではないかというのは、よくいろんなところで私どもは言われるのでございまして、今回の50億円というのはそういう意味では決してそういうこ

とではございません。

また、世界の体制からいきましても、今WTOの場でよく議論されております漁業補助金というのは、漁獲能力を向上するような漁業補助金は一切まかりならんというのが率直なところでございます。ですから、私どもそういう世界的なすう勢にある意味、全体の予算の構成としても補助から融資という流れもでございます。そういう中で何とか工夫してモデル的なもの、新規性のあるもの、新しい技術を使うものとかそういうことに限って、かつモデル的にやっっていこうと。その50億でいろいろ御説明しておりますように、浜あるいは漁業種類ごとにそれぞれ皆さん方で御相談いただいて、そういう動き、流れを広めていきたい。

それから、増田委員からお話があったように、「もうかる」というのは確におかしいと言えおかしいのですが、実は「大漁貧乏」という言葉が水産の世界はございまして、とにかく魚をどんどん獲ればいいんだと。目の前にいる魚と親の仇はすぐ獲れとこういうのがありまして。必ずしもそこは、そういうふうな漁獲量さえ獲ればもうかるというふうな意識をまず変えていただこうと。だから、そこはコスト意識といいますが、そういうふうな意味での新操業体制なり低コストなり省エネルギーなり、そういう意味合いを込めて。ですから、もうかるというのは括弧書きで、(もうかる漁業)ということなので、そこは御理解賜りたいということでございます。

それから、委員の皆様方からあった自給率はおっしゃるとおりで、最終的な私どもも目標でございまして、今日だけで決して終わるわけではございません。皆さんの今までの御議論をまた来年もひとつ深めていただきまして、今日はあくまで前提でございますので。もちろん生産なり消費なり両面から、あるいはまた流通も十分いろんな御意見もいただきまして、最終的には、国民に対する水産物の安定的な供給というのが基本法にも出ておりますが、2大理念の一つでございます。それを支える水産業の健全な発展、そしてまたそれを支える安定的な資源の回復といいますが、資源を維持することになってくるわけでございますので、そういった意味で大変貴重な意見をありがとうございます。引き続きまして基本計画の策定に向けまして、ひとつ委員の先生方から貴重な意見を来年も賜りたいということで、今日は本当にありがとうございました。

小野部会長 時間を超過して申しわけなかったんですが、活発な御議論をありがとうございました。

最後に、今後の会議のスケジュールですけれども、次回の企画部会は来年2月ごろに開

催し、最終的に水産基本計画の骨子、それから、今日出ました自給率目標について御議論されることと思います。具体的な日程につきましては、委員の御都合を伺った上で後日御案内申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうも長時間活発な議論をありがとうございました。

閉 会